

<事業主の皆さまへ>

神奈川県労働局では、雇用環境・均等部に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年11月1日（水）～平成29年12月28日（木）

ハラスメント防止対策を講じていますか？

平成29年1月より改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、職場の妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて防止するための措置を講ずることが事業主に義務づけられました。

職場におけるハラスメントは労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。

それはまた、事業主にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

この機会に、職場のハラスメント防止対策を見直しましょう。

神奈川県労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

電話番号 045-211-7380

住所 〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメント防止対策の方法や、労働者からハラスメントについて相談を受けた場合の対応方法についての不明点がありましたら、神奈川県労働局までお問い合わせください。
- その他、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関するご相談も受け付けています。
- また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇などの不利益取扱いは禁止されています。
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に基づく妊娠・出産・育児休業・介護休業に関する制度について知りたい、といったお問い合わせにも対応しています。